

NISA 受渡日が2025年となる取引についての注意事項（投資信託用）

★NISA（投資信託・株式ともに）は受渡日基準です

2024年内に申し込み、約定となった取引であったとしても、受渡日が2025年となる場合は、2025年の取引として取り扱われます。そのため、2024年内の取引とするためには、受渡日が2024年内となるように手続きしていただく必要があります。

※受渡日・・・売買代金の決済日のことをいいます。約定日は売買が成立した日をいいます。

NISA 年内受渡しとなる最終取引日（2024年）	
国内株式	2024年12月26日（木）
海外株式	2024年12月24日（火）
投資信託	ファンドにより異なります。 投資信託はファンドにより申込受付日から受渡までの日数が異なるため、年内最終取引日もファンドごとに異なります。受渡日が年内となる最終取引日は、「投資信託 買付注文入力」または「投資信託 売付注文入力」画面にてご確認ください。

【事例】

取引内容：投資信託の購入（NISAを利用）

申込日：2024年12月27日

約定日：2024年12月30日

受渡日：2025年1月6日

⇒ 上記事例の場合、受渡日は2025年であるため、2025年の非課税枠（成長投資枠）240万円を利用することとなります。

次ページ以降に、**投資信託の取引**で**ご注意いただきたい点**を記載しておりますので、必要に応じてご確認ください。

【投資信託】

★ご注意ください取引

以下の投資信託売買取引においては、お客さまのご意向と異なる取引結果になる可能性があるため、ご注意ください。

取引の詳細につきましては、「取引詳細」をご参照ください。

※取引詳細の【事例】において、取引①、②、③いずれの場合も前提条件は以下のとおりです。

〔前提条件〕

NISA 口座で投資信託を200万円保有しており、その内100万円分が2024年12月末をもって非課税期間が終了し、課税口座へ移管されます（投資信託は全て同一のファンドです）。

取引番号	取引内容	約定日	受渡日
取引①	非課税期間が終了するファンド（2020 年分）を解約	2024 年内	2025 年 1 月以降
取引②	非課税期間が終了するファンド（2020 年分）を解約	2025 年 1 月以降	
取引③	課税口座で保有している「非課税期間が終了する ファンド（2020 年分）」と同一のファンドを全て解約		

【取引①】

非課税期間が終了するファンド（2020 年分）を解約する場合（約定日：2024 年内、受渡日：2025 年 1 月以降）

- ・ ファンドを全部解約する場合、2020 年分については課税口座へ払い出された後に解約されることとなるため、**損益状況によっては課税される可能性があります。**
- ・ ファンドを一部解約する場合、NISA 口座で管理されているファンドの解約が優先されます。一部解約するファンド数量がNISA 口座内のファンド数量を超過する場合、その超過分については課税口座へ払い出されたファンド（2020 年分）から解約されることとなり、**損益状況によっては課税される可能性があります。**一部解約するファンド数量がNISA 口座内のファンド数量に満たない場合は、NISA 口座内で管理されているファンドから解約されることとなります。

【事例】ファンドの全部解約

取引内容：投資信託全額（200 万円・NISA 口座分）の解約
（内 100 万円分は非課税期間が終了し課税口座へ払い出し）

申 込 日：2024 年 12 月 27 日

約 定 日：2024 年 12 月 30 日

受 渡 日：2025 年 1 月 8 日

⇒ 200 万円のうち、100 万円分は課税口座へ払い出された後に解約となるため、損益状況によっては課税される可能性があります。非課税期間が終了していない 100 万円分は利益が出ていたとしても非課税となります。

【事例】ファンドの一部解約

取引内容：投資信託 150 万円（N I S A口座分）の解約
（全額 200 万円の内 100 万円分は非課税期間が終了し課税口座へ
払い出し）

申 込 日：2024 年 12 月 27 日

約 定 日：2024 年 12 月 30 日

受 渡 日：2025 年 1 月 8 日

⇒ 本件ではN I S A口座で管理されている 100 万円分が優先して解約され、残り 50 万円分が課税口座へ払い出された 100 万円分の中から解約されることになり、損益状況によっては課税される可能性があります。

【取引②】

非課税期間が終了するファンド（2020 年分）を解約する場合（約定日・受渡日ともに2025年1月以降）

- ・ ファンドを全部解約する場合、2020 年分については課税口座へ払い出された後であり、**N I S A 口座で管理されているファンドのみ**が解約されることとなります。
- ・ ファンドを一部解約する場合、N I S A口座で管理されているファンドの解約が優先されます。
一部解約するファンド数量がN I S A口座内のファンド数量を超過する場合、その超過分については課税口座へ払い出されたファンド（2020 年分）から解約されることとなり、**損益状況によっては課税される可能性があります**。一部解約するファンド数量がN I S A口座内のファンド数量に満たない場合は、N I S A口座内で管理されているファンドから解約されることとなります。

【事例】ファンドの全部解約

取引内容：投資信託全額（200 万円・N I S A口座分）の解約
（内 100 万円分は非課税期間が終了し課税口座へ払い出し）

申 込 日：2024 年 12 月 30 日

約 定 日：2025 年 1 月 6 日

受 渡 日：2025 年 1 月 9 日

⇒ 200 万円のうち 100 万円分は課税口座へ払い出されていますので、解約されるのは、引き続き N I S A口座で管理されている 100 万円分となります。課税口座へ払い出された 100 万円分は解約されません。

【事例】ファンドの一部解約

取引内容：投資信託 150 万円（N I S A口座分）の解約
（全額 200 万円の内 100 万円分は非課税期間が終了し課税口座へ
払い出し）

申 込 日：2024 年 12 月 30 日

約 定 日：2025 年 1 月 6 日

受 渡 日：2025 年 1 月 9 日

⇒ 200 万円のうち 100 万円分は課税口座へ払い出されます。本件ではN I S A口座で管理されている 100 万円分が優先して解約され、残り 50 万円分が課税口座へ払い出された 100 万円分の中から解約されることになり、損益状況によっては課税される可能性があります。

[取引③]

非課税期間が終了するファンド（2020 年分）を課税口座でも保有している場合で、課税口座の同一ファンドを解約する場合（約定日・受渡日ともに 2025 年 1 月以降）

- ・ ファンドを全部解約する場合、2020 年分については課税口座へ払い出された後であり、**2020 年分を含めて全額解約**されます。

【事例】ファンド（課税口座分）の全部解約

取引内容：投資信託Aファンド全額（100 万円・課税口座分）の解約
（AファンドをN I S A口座で 200 万円分保有しており、かつ
内 100 万円分は非課税期間が終了し課税口座へ払い出し）

申 込 日：2024 年 12 月 30 日

約 定 日：2025 年 1 月 6 日

受 渡 日：2025 年 1 月 9 日

⇒ 200 万円のうち 100 万円分は課税口座へ払い出されます。本件では約定日が課税口座へ払い出された後であるため、「全額」の中には課税口座へ払い出された数量が含まれることになり、解約される数量は課税口座全額である 200 万円となります。

ご不明な点などあれば、コールセンター（0120-483744）までお問い合わせください。

（受付可能時間：平日 9：00～17：00）

以 上